

京都保育福祉専門学院 教育課程編成委員会規定

(目的)

第 1 条 この規定は学則第 7 条により定める京都保育福祉専門学院（以下本学）の教育課程について、本学が実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程（カリキュラム）の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善工夫等を含む。以下同じ。）に活かすことを目的に設置する教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(所轄事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 業界における人材の専門性の動向
- (2) 国または地域の産業振興の方向性
- (3) 実務に必要な最新の知識・技術・技能
- (4) その他、教育課程の編成に関連する事項

(委員)

第 3 条 委員会を構成する委員は、本学学院長及び科長、学院長が指名する教職員（教務主任等）のほか、専攻分野に関する企業等の役職員から広く学院長が選任するものとし、第 7 条に示す学科ごとに少なくとも以下の①及び②から 1 名～2 名、③から 1 名を委員に加えることとする。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員
- ② 専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、重任、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学院長、副委員長は科長とする。

3 委員長は、委員会を招集し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第 3 条第 1 号から第 3 号の委員に事故があるときは、代理の者が出席できることとする。

2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

(学科)

第 7 条 委員会は次の学科をもつ。

(1) 保育科

(守秘義務)

第 8 条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報などの内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第 9 条 この規定に関わる重要な事項の定め及び改廃は、本学教職員会議の議を経て、学院長が決する。

附 則 (一)

1. この会則は、2020年4月1日より施行する。
2. この会則は、2022年8月5日に改正し施行する。